

令和六年六月

定例島根県議会議案(条例)

参考資料

# 目 次

特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例 .....	1
職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 .....	2
特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例 の一部を改正する条例 .....	4
県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に 関する条例の一部を改正する条例 .....	4
地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例 ...	5
東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処す るための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部 を改正する条例 .....	6
島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例 .....	7
貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例 .....	7
島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等 の一部を改正する条例 .....	8

令和6年6月定例県議会提案条例の提案理由及び概要表

第89号議案

特別職の職員の給与等に関する条例等の一部を改正する条例

1 提案理由

島根県特別職報酬等審議会の答申等に基づき、特別職の職員等の給料の月額等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 知事等の給料の月額の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
知事	1,240,000円	1,280,000円
副知事	970,000円	1,000,000円
教育長	775,000円	800,000円
常勤の監査委員	650,000円	670,000円

(2) 病院事業管理者の給料月額の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
医師でない場合	775,000円	800,000円
医師である場合	970,000円	1,000,000円

(3) 行政委員会の委員等の報酬額の改正

区 分		改 正 前	改 正 後
教育委員会	委員	月額 183,000円	月額 190,000円
選挙管理委員会	委員長	日額 37,200円	日額 38,300円
	その他の委員	日額 31,000円	日額 31,900円
人事委員会	委員長	月額 222,000円	月額 231,000円
	その他の委員	月額 183,000円	月額 190,000円
非常勤の監査委員	識見を有する者	月額 266,000円	月額 276,000円
	議会の議員	月額 104,000円	月額 108,000円
公安委員会	委員長	月額 222,000円	月額 231,000円
	その他の委員	月額 183,000円	月額 190,000円

労働委員会	会長	月額	222,000円	月額	231,000円
	その他の公益 委員	月額	183,000円	月額	190,000円
	労働者委員及 び使用者委員	月額	158,000円	月額	164,000円
収用委員会	会長	日額	37,200円	日額	38,300円
	その他の委員	日額	31,000円	日額	31,900円
海区漁業調整 委員会	会長	日額	37,200円	日額	38,300円
	その他の委員	日額	31,000円	日額	31,900円
内水面漁場管 理委員会	会長	日額	37,200円	日額	38,300円
	その他の委員	日額	31,000円	日額	31,900円

(4) 附属機関の委員等の報酬日額の支給限度額の改正

区 分	改 正 前	改 正 後
附属機関の委員等	12,800円	13,300円
投票管理者等	10,900円	11,300円

3 施行期日

令和6年8月1日から施行する。

第90号議案

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

近年の災害の激甚化及び頻発化に対処するため、職員の特殊勤務手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

災害応急作業等従事手当の新設

(1) 災害応急作業等従事手当は、次に掲げる場合に支給すること。

ア 職員が豪雨等異常な自然現象下において重大な災害が発生し、又は発生するおそれのある県又は知事が管理する河川、道路その他の公共土木施設で人事委員会規則で定めるものにおいて次に掲げる作業に従事したとき。

ア 巡回監視

イ 応急作業又は応急作業のための災害状況の調査

イ 職員が噴火により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において災害対策基本法の規定に基づき居住者等が避難のための立退きを指示された地域又は同法の規定に基づき設定された警戒区域で行う災害状況の調査、巡回監視、工事の監督又は測量若しくは測量の監督等の作業に従事したとき。

ウ 職員がア又はイの作業に相当すると人事委員会が認める作業に従事したとき。

(2) 手当の額は、1日につき、次に掲げる作業の区分に応じて次に定める額とすること。

ア (1)のアのアの作業 710円（大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円）

イ (1)のアのイ及びイの作業 1,080円

ウ (1)のウの作業 1,080円を超えない範囲内において、それぞれの作業に応じて人事委員会規則で定める額

(3) 次に掲げる場合の手当の額は、それぞれ次に定める額（同一日において次に掲げる場合のいずれにも該当するときは、イに定める額）とすること。

ア 作業が夜間（日没時から日出時までの間をいう。）において行われた場合 (2)に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

イ 作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 (2)に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(4) 災害応急作業等従事手当及び原子力災害応急作業従事手当に係る併給禁止規定の追加

### 3 施行期日等

公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

## 第91号議案

特定地域の振興を促進するための県税の課税免除等に関する条例の一部を改正する条例

### 1 提案理由

過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法第二十四条の地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置が適用される場合等を定める省令等の改正に伴い、過疎地域等における県税の特例等について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

### 2 条例の概要

- (1) 過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法に規定する産業振興促進区域における県税の課税免除の適用期間を3年間延長し、令和9年3月31日までとすること。
- (2) 地域再生法に規定する地方活力向上地域における県税の課税免除及び不均一課税の適用期間を2年間延長し、令和8年3月31日までとすること。
- (3) 地域再生法に規定する特定業務児童福祉施設に係る規定の整備

### 3 施行期日等

公布の日から施行し、2の(1)及び(2)については令和6年4月1日から、2の(3)については令和6年4月19日から適用する。

## 第92号議案

県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

### 1 提案理由

近年の災害の激甚化及び頻発化に対処するため、県立学校の教育職員及び市町村立学校の教職員の特殊勤務手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

### 2 条例の概要

災害応急業務等従事手当の新設

- (1) 災害応急業務等従事手当は、次に掲げる場合に支給すること。
  - ア 県立学校の教育職員又は市町村立学校の教職員が異常な自然現象により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合において、

災害対策基本法の規定に基づき災害対策本部が設置された地方公共団体の区域に派遣されて行う被災した児童若しくは生徒に対する学習指導その他の学校教育活動の支援に係る業務で心身に著しい負担を与えると教育委員会が認めるものに従事したとき。

イ 県立学校の教育職員又は市町村立学校の教職員が(1)のアの業務に準ずるものと教育委員会が認める作業に従事したとき。

(2) 手当の額は、1日につき、1,080円を超えない範囲内において、それぞれの業務等に応じて教育委員会規則で定める額とする。

(3) 次に掲げる場合の手当の額は、それぞれ次に定める額（同一日において次に掲げる場合のいずれにも該当するときは、イに定める額）とすること。

ア 業務等が夜間（日没時から日出時までの間をいう。）において行われた場合（2）に定める額にその100分の50に相当する額を加算した額

イ 業務等が教育委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合（2）に定める額にその100分の100に相当する額を加算した額

(4) 災害応急業務等従事手当及び原子力災害応急作業従事手当の併給禁止規定の新設

### 3 施行期日等

公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

## 第93号議案

### 地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

近年の災害の激甚化及び頻発化に対処するため、地方警察職員の特殊勤務手当について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

(1) 救難作業等手当の額は、大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合にあっては、1,080円とすること。

(2) 次に掲げる場合の救難作業等手当の額は、それぞれに定める額（同一の日において次に掲げる場合の2以上に該当するときは、次に定める額のうち最も高い額）とすること。

ア 救難捜索等の作業が日没時から日出時までの間において行われた場

合 通常の手当の額又は(1)の額にその100分の50に相当する額を加算した額

イ 救難捜索等の作業が著しく危険であると人事委員会が認める場合  
通常の手当の額又は(1)の額にその100分の100に相当する額を加算した額

ウ 救難捜索等の作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合 通常の手当の額又は(1)の額にその100分の100に相当する額を加算した額

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

第94号議案

東日本大震災及び東日本大震災以外の特定大規模災害等に対処するための地方警察職員の特殊勤務手当の特例に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

第93号議案による地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の一部改正を踏まえ、地方警察職員の特殊勤務手当の特例について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

(1) 職員が東日本大震災に対処するため救難捜索等の作業に引き続き5日以上従事した場合の救難作業等手当の額は、地方警察職員の特殊勤務手当に関する条例の規定による救難作業等手当の額（以下「手当額」という。）に、大規模な災害として人事委員会が定める災害に係る作業に従事した場合（日没時から日出時までの間において行われた場合、作業が著しく危険であると人事委員会が認める場合又は作業が人事委員会が著しく危険であると認める区域で行われた場合を除く。）の手当の額（以下「基準額」という。）の100分の100に相当する額を加算した額とすること。

(2) 職員が特定大規模災害に対処するため救難捜索等の作業に引き続き5日を下らない範囲内において人事委員会規則で定める期間以上従事した場合の救難作業等手当の額は、手当額に基準額の100分の100に相当する額を超えない範囲内において人事委員会規則で定める額を加算した額とすること。



(3) その他規定の整備

3 施行期日等

公布の日から施行し、令和6年1月1日から適用する。

#### 第95号議案

##### 島根県国民健康保険条例の一部を改正する条例

1 提案理由

国民健康保険の国庫負担金等の算定に関する政令の改正に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

退職者医療制度の廃止に伴う規定の整理

3 施行期日

公布の日から施行する。

#### 第96号議案

##### 貸付金の返還債務の免除に関する条例の一部を改正する条例

1 提案理由

社会福祉士及び介護福祉士修学資金に係る事業の終了に伴い、所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

2 条例の概要

返還債務を免除することができる貸付金から社会福祉士及び介護福祉士修学資金を削除すること。

3 施行期日

公布の日から施行する。

## 第97号議案

### 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例等の一部を改正する条例

#### 1 提案理由

児童福祉施設の設備及び運営に関する基準等の改正に伴い、職員の配置基準について所要の改正を行う必要がある。これが、この条例案を提出する理由である。

#### 2 条例の概要

##### (1) 改正の内容

ア 保育所及び認定こども園における保育士等の職員の配置基準を、満4歳以上の幼児及び園児についてはおおむね25人につき1人以上、満3歳以上満4歳未満の幼児及び園児についてはおおむね15人につき1人以上とすること。

イ アについて所要の経過措置を定めること。

##### (2) 改正を要する条例

ア 島根県児童福祉施設の設備及び運営に関する基準を定める条例

イ 島根県幼保連携型認定こども園の学級の編制、職員、設備及び運営に関する基準を定める条例

ウ 島根県認定こども園の認定要件に関する条例

#### 3 施行期日

公布の日から施行する。